

別紙1（様式1の場合）、別紙2－1（様式5の場合）
医師、歯科医師、看護師その他の従業者の標準員数

1	入院患者数等	
A	1日平均入院患者数	() 人 — A
B	Aのうち療養病床入院患者数	() 人 — B
C	Aのうち感染症病床入院患者数	() 人 — C
D	Aのうち精神入院患者数	() 人 — D
E	Aのうち結核入院患者数	() 人 — E
F	Aのうち歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科入院患者数	() 人 — F
G	1日平均外来患者数	() 人 — G
H	Gのうち耳鼻いんこう科外来患者数	() 人 — H
I	Gのうち眼科外来患者数	() 人 — I
J	Gのうち精神科外来患者数	() 人 — J
K	Gのうち歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科の外来患者数	() 人 — K
L	1日平均調剤数	() 人 — L
M	1日平均収容新生児数	() 人 — M
N	外来患者に係る取扱処方せんの数	() 枚 — N

2	医師標準員数（注1、4）（使用する算式の見出しのセルに「1」を入力すること）	
1	(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院（規則第19条）	$\frac{A - (B + D + F)}{3} + \frac{B + D}{2.5} + \frac{G - (H + I + J + K)}{5} + \frac{H + I + J}{5} - 52$ $\frac{\text{-----}}{16} + 3 = 3.0000$ 人
	(2) 内科等5科を有する100床以上の病院でかつ、精神病床を有する病院（規則第43条の2）（注6）	$\frac{A - (B + F)}{3} + \frac{B}{2.5} + \frac{G - (H + I + J + K)}{5} + \frac{H + I + J}{5} - 52$ $\frac{\text{-----}}{16} + 3 = 0.0000$ 人
	(3) 療養病床の病床比率が全病床数の50%を超える病院に対する経過措置（規則附則第49条）	当分の間、(1)及び(2)の計算式中、「-52」は、「-36」とし「+3」は、「+2」と読み替える。 人

3	歯科医師標準員数（注1）（使用する算式の見出しのセルに「1」を入力すること）	
	(1) 歯科専門病院の場合	$\frac{F - 52}{16} + 3 = X, \quad \frac{K}{20} = Y, \quad X + Y = 0.0000$ 人
1	(2) その他の病院の場合	$\frac{F}{16} = X, \quad \frac{K}{20} = Y, \quad X + Y = 0.0000$ 人

4 看護師（准看護師）標準員数
（注2、4）（使用する算式の見出しのセルに「1」を入力すること）

1	(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院（規則第19条）（注6, 7）	$\frac{A - (B + C + D + E)}{3} + \frac{C}{3} + \frac{D}{4} + \frac{E}{4} + \frac{B}{4} + \frac{G}{30} = X, \quad \frac{G}{30} = Y, \quad X + Y = 0$ 人
	(2) 内科等5科を有する100床以上の病院でかつ、精神病床を有する病院（規則第43条の2）（注5, 6）	$\frac{A - (B + E)}{3} + \frac{E}{4} + \frac{B}{4} + \frac{G}{30} = X, \quad \frac{G}{30} = Y, \quad X + Y = 0$ 人

5 薬剤師標準員数（注3）（使用する算式の行頭のセルに「1」を入力すること）			
1	(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院 (規則第19条)	$\frac{A-(B+D)}{70} + \frac{B+D}{150} + \frac{N}{75} =$	0 人
	(2) 内科等5科を有する100床以上の病院等 (規則第43条の2)	$\frac{A-B}{70} + \frac{B}{150} + \frac{N}{75} =$	0 人

6 看護補助者数（注2、4）			
	(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院 (規則第19条)	$\frac{B}{4} =$	0 人

【特定機能病院のみ】

医師標準員数 (規則第22条の2第1項) (注1)	$\frac{(A-F) + (G-K)}{2.5} =$	0.0000 人
歯科医師標準員数 (規則第22条の2第2項) (注1)	$\frac{F}{8} = X, \quad \frac{K}{20} = Y, \quad X+Y=$	0.0000 人
看護師(准看護師)標準員数 (規則第22条の2第4項) (注2、6)	$\frac{A+M}{2.5} = X, \quad \frac{G}{30} = Y, \quad X+Y=$	0 人
薬剤師標準員数 (規則第22条の2第3項) (注3)	$\frac{A}{30} = X, \quad \frac{L}{80} = Y, \quad \begin{matrix} X < Y \Rightarrow Y \\ X > Y \Rightarrow X \end{matrix}$	0 人

- 注1 医師、歯科医師の標準員数の算定にあたっては、端数が生じる場合にはそのまま算定する。
- 注2 看護師（准看護師）及び看護補助者の算定にあたっては、それぞれ（X，Y）小数点以下を切上げるものとする。
- 注3 薬剤師の算定にあたっては、小数点以下を切上げるものとする。又、特定機能病院については、それぞれ（X，Y）小数点以下を切上げるものとする。
- 注4 規則附則第52条による「療養病床等の転換にかかる経過的措置に関する届」をした病院が経過的措置を活用する場合、当該届の別紙1「医師、看護師その他の従業者の標準員数」の写しを添付すること。
- 注5 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を有する100床以上の病院（「内科等5科を有する100床以上の病院等」という。）で、かつ、精神病床を有する病院をいう。
- 注6 産婦人科又は産科においては、看護師及び准看護師のうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、そのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- 注7 表中、「D／4」とあるのは、当分の間、「D／5」とする。
ただし、看護補助者と合わせた数が「D／4」となっていないなければならない。
（例）60床の精神病床の場合、看護師及び准看護師の12人（5：1）に、看護補助者を3人加えて計15人（4：1）を配置しなければならない。（規則附則第20条）